

2022年度における三六協定の締結にあたって

1 2022年度三六協定締結目安時間

2022年度における三六協定の目安時間は次のとおりとしたい。

<支店（かんぽサービス部を除く）>

項 目		一般条項	特別条項
延長することができる時間	1日	3時間（非番日労働を除く）	4時間
	1箇月	40時間（ただし、4月・9月・12月・3月は45時間）（休日労働時間数を含まず）	60時間（休日労働時間数を含む）
	1年	350時間	480時間
労働させることができる休日		1箇月について1日	1箇月について2日 1日につき1.2時間以内とする
非番日労働		1箇月について1日 1日につき1.1時間以内とする	1箇月について2日 1日につき1.2時間以内とする

<支店（かんぽサービス部に限る）>

項 目		一般条項	特別条項
延長することができる時間	1日	3時間（非番日労働を除く）	4時間
	1箇月	45時間（休日労働時間数を含まず）	60時間（休日労働時間数を含む）
	1年	360時間	480時間
労働させることができる休日		1箇月について2日	-
非番日労働		1箇月について2日 1日につき1.1時間以内とする	-

<エリア本部>

項 目		一般条項	特別条項
延長することができる時間	1日	3時間（非番日労働を除く）	4時間
	1箇月	45時間（休日労働時間数を含まず）	60時間（休日労働時間数を含む）
	1年	360時間	480時間
労働させることができる休日		1箇月について1日	1箇月について2日 1日につき1.2時間以内とする
非番日労働		1箇月について1日 1日につき1.1時間以内とする	1箇月について2日 1日につき1.2時間以内とする

2022年度における三六協定の締結にあたって

2 運用方法

かんぽサービス部の非番日・休日労働については、これまで日本郵便において実施している運用を引き継ぐこととする。

具体的には、2か月間（4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月、2・3月）に、非番日2日・休日2日の範囲内で運用する。

	非番日労働回数	休日労働回数
各2か月（通年）	2日	2日

3 その他

特別条項は安易に適用せず、必要な措置を講じてもなお業務運行確保が困難な場合であって、真に必要な場合に限る。

非番日・休日の勤務については、非番日・休日の振替を第一優先として運用し、困難な場合について、非番日・休日の出勤を要請する

。

特別条項の適用時は、事前に支部（職場代表）に通知する。

属人的な負荷とならないよう、勤務時間インターバルの確保に十分に配慮する。

2022年度における三六協定の締結にあたって

<参考>

時間外労働または休日労働させる必要のある具体的自由

1 一般協定項目

- (1) 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- (2) 営業上必要なとき
- (3) 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- (4) 機械若しくは施設等の障害等により業務遂行上必要なとき
- (5) 災害等のため臨時の必要あるとき
- (6) 人員の繰り合わせ上必要なとき
- (7) 担当業務の性格上代替者がいないとき
- (8) 各種の会議、研究会、研修、訓練、試験及び検査等の場合に必要なとき
- (9) その他急速に処理する業務のため必要なとき

2 特別条項項目

- (1) 事故処理
- (2) 機器・システム障害対応
- (3) 犯罪対応
- (4) 災害対応
- (5) 重大な顧客対応
- (6) 重度の交通障害
- (7) 感染症流行時の業務運行確保
- (8) 日本郵政グループにおけるご契約調査・行政処分にかかる対応